

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

島根県立盲学校普通教室ICT環境整備事業

### (2) 入札案件の仕様等

仕様書のとおり

### (3) 納入期限

令和7年8月29日（金）

### (4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町 468

島根県立盲学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に關与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目大分類「文具・事務用機器」小分類「**情報処理機器**」に登録されている者又は営業種目大分類「借入品」小分類「**情報処理機器**」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者である

こと。

- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (9) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

### 3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、**令和7年5月12日（月）正午**までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。

#### ア 提出場所

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階  
島根県教育庁特別支援教育課 企画係

#### イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、**令和7年5月14日（水）午後5時**までに各申請者へ通知する。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 4 入札手続

- (1) 入札書

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

- (2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

令和7年5月16日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 教養室2

(4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 再度入札

ア 再度入札は、2回まで行う。

イ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(7) 郵便入札

書留等配達記録が残るものに限り認める。

令和7年5月15日（金）午後4時までに到着していること。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続きを行うこと。

入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（特別支援教育課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 5 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

### ア 納付場所

島根県松江市殿町1番地

島根県出納局審査指導課

### イ 納付時期

**入札日当日の午前9時から午前10時まで**

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。
- (6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができる。
  - ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。
  - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。
  - ウ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。

## 6 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

ア 納付場所 上記5(3)アの場所

イ 納付時期 落札の日から14日以内

- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

## 7 契約

- (1) 契約書作成の要否  
要する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

契約書（案）のとおり。

(4) 前金払い

なし。

8 質疑

(1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、書面により提出すること。

(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限

令和7年5月1日（木）正午まで

イ 提出場所

3(1)アの場所

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるため、注意すること。）

(3) 提出のあった質疑については、令和7年5月8日（木）午後5時までに、島根県ホームページ掲載により回答する。

10 添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 入札質疑書（様式2）

(3) 入札書（様式4-1又は4-2）

(4) 委任状（様式5）

(5) 入札辞退届（様式6）

(6) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式7）

(7) 契約保証金の免除に関する誓約書（様式8）

(8) 品目別内訳明細表（参考様式）

(9) 契約書案

(10) 仕様書

11 提出書類（様式任意）

(1) 品目別内訳明細表

ア 別添参考様式に準じて作成のこと。

イ 品名、メーカー名、型式、数量、標準価格等が明記された一覧表形式のものであること。

ウ 仕様項目を定めているものについては、製品カタログ(コピーしたものも可とする。)または、出典元を明記したWebサイトからのプリント等を添付し、仕様項目全ての該当部分にマーカー等で印をつけること。

(2) 仕様内容回答書

仕様書記載事項全てについて、具体的に実現方法を記載すること。

12 落札後の提出書類

(1) 落札者は、落札決定後7日以内に次のものを提出すること。

品目明細表(様式任意で、品名、メーカー名、型式、数量等が明記された一覧表形式のもの)

(2) 落札者は、契約の締結後5日以内(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日は含まないものとする。)に次のものを提出すること。

納入スケジュール表(様式任意)

13 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。

島根県教育庁特別支援教育課 企画係 担当：原

電話:0852-22-5420 / ファクシミリ:0852-22-6231